



さろまげんき王国

保健福祉課保健推進係

☎2・1212

高齢者の肺炎予防く肺炎球菌ワクチンをご存知ですか？

肺炎は、佐呂間町の主要死亡原因の中で3番目に多い病気です。

特に高齢者が肺炎を患った場合、生活機能の低下につながることもあり、決して軽視してはいけません。



高齢者の肺炎は早期発見が大切

一般的な風邪では鼻、喉などで炎症を起しますが、ウイルスや菌が肺の奥まで入り込み炎症を起こすと肺炎を発症します。主な症状は発熱、咳、痰（たん）などで風邪と似ていますが、肺の炎症が進むと酸素が上手く取り込めず、息苦しさや呼吸困難を伴い入院が必要となる場合もあります。また、高齢者は高熱が出ず、症状がはっきりしない場合もあり、

本人や家族が気付かないうちに重症化する恐れがあります。「なんとなく元気がない」「体がだるい」「呼吸が浅い」など些細なことでも、気になる症状が続く場合はすぐに医師に相談しましょう。

高齢者の肺炎は「肺炎球菌」が原因であることが多い

肺炎球菌は、健康な人であっても鼻や喉の奥に存在している場合があります。乳幼児では40～60%、高齢者では3～5%の方が菌を保有していると言われています。主な感染経路は、咳やくしゃみで飛び散った菌を吸い込む飛沫感染ですが、菌を保有する全ての人が感染症を発症する訳ではなく、抵抗力の低下や粘膜バリアの損傷等により、菌が体内に入り込み発症します。感染する部位により中耳炎や髄膜炎、菌血症（血液に菌が入り込む状態）など、多様な病気を引き起こします。高齢者の肺炎球菌感染症では特に肺炎が重症化する傾向にあります。

肺炎予防のための予防接種

肺炎球菌感染症の予防対策の一つに「肺炎球菌ワクチン」があります。

肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種で使用されているワクチンは、この中の23種類の血清型に効果があります。この23種類の血清型は成人の重症な肺炎球菌感染症の約7割を占めると言われ、ワクチン接種により、肺炎が重症化するリスクを減らす効果が期待できます。

時期を問わずに接種する事ができ、1回の接種で約5年程度効果が持続するとされています。なお、再度接種する場合には、副反応が強く現れるおそれがあるため、接種する間隔を5年以上空ける必要があります。

また、町では肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成しています。詳しくは次ページをご覧ください。

日常での予防対策

ワクチン接種で全ての肺炎を予防する事は難しいため、肺炎球菌に感染するリスクを少なくするための一般的な予防対策も必要です。風邪やインフルエンザなどの流行時期にはマスクを着用し、外出後はうがい、手洗いを必ずしましょう。また菌が口から体内に入り込まないように、しっかりと歯みがきをして口腔内を清潔に保つなど、日頃から感染症予防を心がけましょう。



肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成について

※費用助成は1回のみです

平成30年度の定期接種による費用助成について

◆対象者(以下のいずれかに該当する方)

- ① 65歳の方(昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ)
- ② 60歳以上65歳未満の方(昭和33年4月2日～昭和28年4月1日生まれ)で、心臓、腎臓または呼吸機能に身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方
- ③ 4月1日までに70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方

◆接種する医療機関：クリニックさろま

◆申込方法：クリニックさろまに直接ご予約ください。役場で必要な手続きはありません。

◆個人負担額：3,200円(接種料6,400円のうち、町が3,200円を助成します)

任意接種による費用助成について

◆対象者：65歳以上で定期接種対象者以外の方

◆接種する医療機関：希望する医療機関に直接ご予約ください。

◆助成金額：接種費用の2分の1を助成し、5,000円を限度とします。費用は一旦医療機関窓口で全額お支払いいただき、保健福祉課保健推進係で助成の申請の上、指定口座に振込みます。

◆手続きに必要なもの

- ①領収書 ②接種済証または接種を証明できるもの ③印鑑 ④振込み先口座番号

▲ワクチン接種における注意事項について

▲副反応について

副反応として、局所の疼痛、熱感、腫れ、発赤、筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛等がみられる場合がありますが、通常は数日で治ります。稀にアナフィラキシー様反応、血小板減少等の反応が見られます。

▲体調が良い時に接種する事が大切

明らかな発熱がある、重篤な急性疾患にかかっているなどの理由で接種できない場合があります。また心臓、腎臓、肝臓、血液系疾患など慢性疾患がある方やアレルギー反応を起こすおそれがある方は、事前に医師に相談してください。

副反応による健康被害の救済制度について

- 定期接種で副反応により治療が必要になったり、生活が不自由になった場合(健康被害)、法律に定められた救済制度があり、町で手続きを行います。
- 任意接種で健康被害があった場合、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」で保障を受ける事ができます。